

本学の通信課程科目等履修生・特修生で修得した単位の個別認定について

過去に本学の科目等履修生・特修生で修得した単位がある場合に限り、既修得単位とは別に、本学の単位として必修科目など、卒業要件に必要な科目や資格取得などに必要な科目の個別認定を受けることができます。個別認定の制度を利用される方は、以下の内容をご確認のうえ、添付の「2021 年度既修得単位個別認定申請書」に必要事項を記入し、他の出願書類と合わせて提出してください。

1. 個別認定の上限単位について

本学の科目等履修生・特修生で修得した単位の個別認定には上限があります。認定される単位の上限は次のとおりです。

入学・編入学年	認定される上限単位数	科目等履修生・特修生で修得した単位	開始時期
1 年次入学	1～30 単位まで うち6 単位を上限にスクーリング単位としてみなします	「既修得による単位認定」と合わせて 60 単位 まで	2021 年度
2 年次編入学	一律 30 単位 うち6 単位を上限にスクーリング単位としてみなします	「既修得による単位認定」とは別に 30 単位 まで	2022 年度
3 年次編入学	一律 62 単位 うち16 単位を上限にスクーリング単位としてみなします	「既修得による単位認定」とは別に 30 単位 まで	2023 年度
4 年次編入学	一律 92 単位 うち20 単位を上限にスクーリング単位としてみなします	「既修得による単位認定」とは別に 14 単位 まで	2025 年度

2. 個別認定の対象となる科目について

個別認定の対象となる科目は、本学の科目等履修生・特修生として単位を修得した科目です。申請書に記入いただいた学籍番号をもとに大学にて審査、認定を行ないます。ただし、下記のページの通り、2021 年度からのカリキュラムにはない科目の単位を認定している場合は、当該科目の属性により「既修得単位個別認定(テキスト科目)」「既修得単位個別認定(スクーリング科目)」として認定します。なお、入学後に「資格試験の合格等による単位認定」を申請する場合、上限範囲内で認定を受けることは可能です。

【注意】社会福祉士・精神保健福祉士資格指定科目の科目名称にご注意ください

2021 年度からのカリキュラム変更に伴い、社会福祉士・精神保健福祉士資格指定科目の科目名称が変わっています。みなさんが本学在学中に単位を修得した科目名・単位数とは異なる場合があります。次ページの「読み替え表」をご確認ください。「読み替え表」に記載されていない科目は、個別認定の対象外となります。

3. 注意事項

- ①申請された科目の個別認定については、審査を行います。審査の結果は合否通知後、Web 上で行う履修登録時の「既修得認定単位」画面に表示されます。必ず確認してください。
- ②個別認定を受けた科目は、入学後に履修することはできません。また、「資格試験の合格等による単位認定」で申請することもできません。
- ③認定上限以上の修得単位がある場合は、上限まで無条件に個別認定を行ないます。この場合、入学後に「資格試験の合格等による単位認定」を申請することはできません。入学後に「資格試験の合格等による単位認定」を申請する予定の場合は、申請予定の単位数を差し引いて認定されるよう、申請用紙に必ず記載するようにしてください。記載がない場合は、自動的に上限まで認定され、後日の変更はできません。
- ④過去に本学通信教育課程へ1 年次入学後に中途退学された方で、在学中に「資格試験合格等による単位認定」を受けていた場合、今回編入学されても、認定される単位の上限は、当時とあわせて60 単位までとなります。

社会福祉士・精神保健福祉士指定科目の読み替え表（一番左が2021年度からのカリキュラムの科目です）

表の見方（例）

- ・「社会福祉原論」は、「社会福祉学」「福祉行財政と福祉計画」の2科目の単位修得をしている場合のみ、申請可能です。
- ・「児童・家庭福祉」は、「児童福祉論」1科目の単位修得がされていれば、申請可能です。

※ 従前に単位修得した科目と認定科目の単位数が異なる場合、差分については認定上限の範囲内で認定します

☑ 必修科目、☑ 社会福祉士指定科目等、☑ 精神保健福祉士指定科目等、☑ 社会福祉主事指定科目、☑ 初級障害者スポーツ指導員指定科目

個別認定される科目（2021年度カリキュラム）	単位	2009年度～2020年度カリキュラム	単位	2008年度以前カリキュラム	単位
医学概論 ☑☑☑	2	医学概論	2	医学概論	4
心理学 ☑☑☑	2	心理学	2	心理学	2
社会学 ☑☑☑	2	社会学	2	社会学	2
社会福祉原論 ☑☑☑	4	社会福祉学	4	社会福祉学	4
		福祉行財政と福祉計画	2	—	—
社会福祉調査論 ☑☑☑	2	社会福祉調査論	2	—	—
地域福祉と包括的支援体制 ☑☑☑	4	地域福祉論	4	地域福祉論	4
		福祉行財政と福祉計画	2	—	—
福祉サービスの組織と経営 ☑☑	2	福祉経営論	2	—	—
社会保障 ☑☑☑	4	社会保障論	4	社会保障論	4
		福祉行財政と福祉計画	2	—	—
		公的扶助論	2	—	—
		保健医療サービス	2	—	—
高齢者福祉 ☑☑	2	高齢者に対する支援と介護保険制度	4	高齢者福祉論	4
		就労支援サービス	1	介護福祉論	2
障害者福祉 ☑☑☑☑	2	障害者福祉論	2	障害者福祉論	4
		就労支援サービス	1	—	—
		精神障害者の生活支援システム	2	—	—
		精神保健福祉に関する制度とサービス	4	—	—
児童・家庭福祉 ☑☑	2	児童福祉論	2	児童福祉論	4
公的扶助 ☑☑	2	公的扶助論	2	—	—
		就労支援サービス	1	—	—
保健医療と福祉 ☑	2	保健医療サービス	2	医療福祉論	2
		高齢者に対する支援と介護保険制度	4	高齢者福祉論	4
権利擁護と成年後見 ☑☑	2	権利擁護と成年後見	2	介護福祉論	2
精神医学と精神医療 ☑	4	精神医学	4	精神医学	4
		保健医療サービス	2	医療福祉論	2
精神保健学 ☑	4	精神保健学	4	精神保健学	4
福祉経営序論 ☑	1	福祉経営序論	1	福祉経営序論	1
スタートアップセッション ☑	1	スタートアップセッション	1	スタートアップセッション	1
民法 ☑	4	民法	4	民法	4
リハビリテーション医学 ☑	2	リハビリテーション医学	2	—	—
経済学 ☑	4	経済学	4	経済学	4
スポーツマネジメント ☑	2	スポーツマネジメント	2	スポーツマネジメント	2
ソーシャルワークと専門職 ☑☑	2	ソーシャルワークと専門職	2	—	—
精神障害者と福祉実践Ⅰ ☑	2	精神障害者と福祉実践Ⅰ	2	精神障害者と福祉実践Ⅰ	2
精神障害者と福祉実践Ⅱ ☑	2	精神障害者と福祉実践Ⅱ	2	精神障害者と福祉実践Ⅱ	2
アディクションとソーシャルワーク ☑	2	アディクションとソーシャルワーク	2	—	—
精神障害者支援論 ☑	2	精神障害者支援論 ☑	2	—	—

4. 個別認定の例示

●1 年次入学の例

1年次入学の場合、入学時に認定される上限単位数は「既修得単位（30単位まで）」に加え、「本学の科目等履修生・特修生で修得した単位（最大30単位）」をあわせて「60単位まで」です。

例：他大学で30単位を修得して中退後、本学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を5単位修得している場合

入学時に認定される 既修得単位	+	科目等履修生・特修生で修得した単位			
①包括認定 30単位		個別認定(5単位)			
		心理学 (2)	福祉経営序論 (1)	社会学 (2)	
					= 35単位

●3 年次編入学の例

3年次編入学の場合、入学時に認定される上限単位数は「既修得単位（一律62単位）」と「本学の科目等履修生・特修生で修得した単位（最大30単位）」をあわせて「92単位」です。

例：短大・専門学校を卒業後、日本福祉大学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を30単位修得している場合

入学時に認定される 既修得単位	+	科目等履修生・特修生で修得した単位			
①包括認定 62単位		個別認定(30単位まで)			
		民法 (4)	心理学 (2)	児童・家庭福祉 (2)	
		スポーツマネジメント (2)	社会学 (2)	精神保健学 (4)	
		精神障害者支援論 (2)	経済学 (4)	社会福祉調査論 (2)	
		ソーシャルワークと専門職 (2)	医学概論 (2)	福祉サービスの組織と経営 (2)	
					= 92単位

●4 年次編入学の例

4年次編入学の場合、入学時に認定される上限単位数は「既修得単位（一律92単位）」と「本学の科目等履修生・特修生で修得した単位（最大14単位）」をあわせて「106単位」です。

例：他の4年制大学を卒業後、本学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を20単位修得している場合

入学時に認定される既修得単位(92単位)		+	科目等履修生・特修生で修得した単位			
①包括認定 86単位	個別認定6単位		個別認定(14単位)			
	医学概論 (2)	民法 (4)	心理学 (2)	社会学 (2)	児童・家庭福祉 (2)	
			経済学 (2)	精神保健学 (2)	福祉サービスの組織と経営 (2)	
						= 106単位

上記のように「科目等履修生・特修生で修得した単位」が認定上限である14単位を超えた場合は、「入学時既修得単位」の範囲で

「医学概論」「民法」の科目を個別認定します。

例：他の4年制大学を卒業後、本学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を12単位修得している場合
12単位の内訳 … 心理学(2)、社会学(2)、高齢者福祉論(4)(オンデマンド科目)、精神医学(4)(テキスト科目)

入学時に認定される 既修得単位	+	科目等履修生・特修生で修得した単位				
①包括認定 92単位		個別認定(12単位)				
		心理学 (2)	社会学 (2)	既修得単位個別認定 (スクーリング科目) (4)	既修得単位個別認定 (テキスト科目) (4)	
						= 106単位

たとえば、「高齢者福祉論」(2008年度以前カリキュラム・スクーリング4単位)、「精神医学」(2009年度～2020年度カリキュラム・テキスト4単位)は、単独で合致する個別認定科目が2021年度カリキュラムにないため、それぞれ「既修得単位個別認定」としての認定になります。

